

(参考様式)

## 東京都外国人美容師育成事業 育成機関誓約書

東京都が実施する外国人美容師育成事業において、外国人美容師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、特定美容活動に従事させ、当該外国人美容師に実践的な美容に関する知識及び技能を修得させる機関として、下記の事項を遵守し、育成機関としての業務を誠実に履行することを誓約いたします。

### 記

- 1 外国人美容師を特定美容活動（これに付随する業務を含む。）以外の業務に従事させません。
- 2 外国人美容師に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項に規定する「接待」を行わせません。
- 3 外国人美容師が従事する業務及び職種は、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下、「要領」という。）第 2 の 1 及び第 3 に定める「特定美容活動」の範囲内であることに相違ありません。
- 4 東京都外国人美容師育成事業育成機関設置基準（以下「設置基準」という。）第 4 の 1（5）に規定する欠格事由に該当せず、また将来にわたっても該当しません。
- 5 以上の事項を含め、要領及び設置基準に従うことに同意します。

令和〇年〇月〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇

機関名 〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇（自署によること）